HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	リベラリズムと障害者
Author(s)	柏葉, 武秀
Citation	応用倫理, 3, 34-44
Issue Date	2010-03
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.3.34
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51831
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_kashiwaba_oyorinri_no3.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

リベラリズムと障害者

柏葉武秀（宮崎大学）

要　約

本稿では、分析的伝統に立脚する現代の倫理学、とりわけリベラリズム政治哲学は障害者を公正に扱いえないという通説を検討する。たとえば、ロールズの社会契約論は正義の名にふさわしいまっとうな社会についての構想から障害者を排除していると強く批判されてきた。

本稿の目的は、このリベラリズム政治哲学と障害学を架橋する可能性を探究することにある。本稿は以下の 4 節に分けられる。まず、障害者への財の分配をめぐって戦わされたロールズとセンの論争を瞥見する。次に、ロールズの政治的人格論こそが政治領域で障害者を不公正にあつかってしまう原因であると示したい。3 節では、障害者の政治的・道徳的地位を基礎づけるには、自身の「ケイパビリティ・アプローチ」がロールズ正義論への最善の代替案だというヌスバウムの主張を跡づける。最後にケイパビリティ・アプローチが直面せざるをえない二つの問題を指摘する。

キーワード：リベラリズム、社会契約論、ケイパビリティ、障害者、障害学

はじめに

道徳的善悪の哲学的分析を使命とする倫理学や政治哲学、とりわけ分析的伝統に立脚する現代の諸理論にとって障害者の存在はひとつの躓きの石であり続けてきた。たとえばロールズに代表されるリベラリズムは障害者をその理論的枠組みから排除してきたかせいぜい二次的な役割のみを押しつけてきたと批判されている。

現代リベラリズムの有力な理論装置は社会契約論である。大づかみにいってしまえば、社会契約論のストーリーでは、自由で平等な主体が、目的合理的に各自の利益を追求しながら、相互に利益となる社会原理を全員一致で選択する。契約とは相互利益を獲得するための取引になぞらえられる。このストーリーには障害者に割り振られる役割はありそうもない。障害者の典型的な描写は移動にさいして車椅子を必要とする人々である。社会契約論の枠組みでは、障害者が必要とする車椅子購入代金の分配を簡単には正当化できない。というのも、集団としてみた場合、障害者が必要とする追加費用（車椅子代）にみあうだけの生産性を彼らはもたないし、それゆえ社会全体への貢献も少ないと想定されているからである。障害者の政治参加の可能性はないがしろにされ、障害者の観点は社会契約論の根本原理選択や正義の手続きにとって重要とはみなされてこなかった。

本稿では、このリベラリズムが障害者を理論的に排除してきたという「通説」を検討する。こ

の趣旨のロールズ批判については、日本ではセンのそれがすでに紹介されている。そこで、リベラリズム陣営内部で戦わされた論戦を、ロールズとセンの応酬を振り返りながらたどっておく(1)。この論戦の焦点は財の分配をめぐるものであった。その過程でロールズが障害者の問題を晩年まで一貫して棚上げしてきた事実を確認する。この事実から読み取られるのは、ロールズ正義論に特有の人格論である。ヌスバウムは、この政治的人格論が障害者を正義論から排除していく元凶だと徹底的に批判する（2)。次に障害者は正義にかなった社会の主体だともっとも積極的に主張するヌスバウムのケイパビリティ・アプローチを検討していきたい（3)。だが、「障害者が政治社会の正当なメンバーだと承認すること」はいったいなにを意味するのか。最後にケイパビリティ・アプローチが直面せざるをえない障害者のアイデンティティにまつわる問題を指摘して結論とする（4)。

1. リベラリズムと障害者のニーズ

ロールズは大著『正義論』で「公正としての正義」を導出するに当たり、社会契約論を復権させている。伝統的な社会契約論における自然状態に対応するのが「原初状態」である。原初状態とは正義の構想を導くべく設けられた仮説的な状態であり、そこにおいて合理的な当事者が平等な自由のもと、社会の基本的構造のための正義の原理を選択し合意するとされる。この原初状態下で各人は合理的に熟慮した結果全員一致で「正義の二原理」を選択する。第一原理は平等な自由の原理、第二原理は社会経済的的不平等の正当化にかかわる原理であるが、本稿で取り上げたいのは後者の本質的な構成要素である「格差原理」である。ロールズは、正義にかなった社会においてなおなんらかの不平等が存在することを認めながらも、不平等の正当化要件としてもっとも不遇な人に対する手厚い配慮を命じている。ロールズが擁護するリベラルな平等主義の基本的な直観によれば、道徳的に無関係な諸個人の差異に基づく不平等を排除した社会こそが正義にかなった社会なのである。この直観を具現化し、その目的を現実的に達成せんとするロールズ独特の装置がこの格差原理だといえるだろう。

ところで、リベラリズムの平等主義的な直観には、人は精神的・身体的障害を理由に差別され不利益を被ってはならないという含意がある。この含意はごく自然であるようにみえる。だが、ロールズの格差原理ではこの含意が十分には生かされえないと手厳しく批判したのが、同じリベラリズム陣営のセンである（Sen, 1982)[1]。

センは論文「何の平等か?」において、格差原理が身体障害者に対して適切な分配を提供できないと論じている（Sen, 1982)。格差原理では、社会的基本財（自由と機会、所得と富など）が分配されるだけなので、財から得られる満足の面でも健常者に劣っている身体障害者に対する配慮を備えていないというのである。たとえば、車椅子が必要な身体障害者を考えてみる。格差原理は、身体障害者が障害を負っているからといって、特別な分配を与えることを正当化してくれない（Sen, 1982, p. 365)。なぜなら身体障害者は、誰にでも等しく分け与えられるべき社会的基本財ならば、想定上すでに十分所有しているからである。

1　センとロールズとの論争については、川本がすでに丁寧な紹介をしている（川本, 1995)。

「〔社会的〕基本財というアプローチは、人間存在の多様性にほとんど注意を払っていないように思われる。……ロールズは、基本財が差別的利益を具体的に表現したものだと考えているために、その利益が人と財とのあいだの関係性であると解釈できない」（Sen, 1982, p. 366）

ロールズに欠落しているのは、分配された財でもって、各人が何を実現できるか、個々人によって違いのあるニーズは何かという観点である。この観点を欠いた格差原理を称揚することは、社会的基本財で人々の平等を計るという「物神崇拝」に陥ることだというのがセンの批判の要諦であった。

センは、格差原理という理論的枠組みに欠けているものを「基本的ケイパビリティ（basic capability）」だという（Sen, 1982, p. 368）。基本的ケイパビリティとは、たとえば身体を動かして移動する能力、必要な栄養を摂取する能力などである。追求されるべき平等論は、ロールズのように、人間の生を送る手段に過ぎない財の保有量ではなく、この基本的ケイパビリティを指標として構築されねばならない。つまり、ロールズが見逃しているのは、その人が分配された財によっていかなる生を営んでいるかなのである。

さきの身体障害者の例では、ロールズは障害者が移動する能力をじっさいに発揮できるかどうかに関心を払わない。これに対して、基本的ケイパビリティに着目するならば、障害者の移動能力を現実的に保障してはじめて、すなわち車椅子購入費用になんらかの手当を講じてはじめて、平等な状態が獲得されることになる。かくして、センの理論からは身体障害者への追加的な資源分配を、基本的ケイパビリティの平等を目的として正当化する論理が導かれるのである[2]。

ロールズは、一度は障害者の問題を「難しいケース」として自らの理論的枠組では除外されかねないと認めざるをえなかった。すなわち、ロールズ本人が「すべての人が正常な程度に肉体的必要と心理的能力とを有しており、したがって特別な健康管理および精神的に障害を持つ人々をどのように扱うかという問題は生起しないという仮定に立っている」ことを自覚しており、この難しい事例を正義の構想を立てる上で考慮することは理論上の困難を招くと考えている。しかも、それだけではない。

「その運命が憐憫と不安を呼び起こすわれわれとは隔った人々（people distant from us）のことを考えざるをえなくすることによって、われわれの道徳的知覚能力を混乱させることにもなりうる」（Rawls, 1975, p. 259）

ロールズによれば、障害者とはあくまでも「われわれとは隔った人々」であって、哀れむべき存在ではあっても、正義を構想する主体ではいないのである。

しかし、遺稿となった『公正としての正義　再説』では、社会的基本財の平等はセンの批判を免れていると再反論を試みている[3]。ロールズの再反論は次のようなものである。公正としての正義で前提とされるのは自由で平等な市民である。この市民の最低限不可欠なニーズは十分に似通っ

2　センのケイパビリティ・アプローチは『不平等の再検討』において、福祉・機能・ケイパビリティの各概念を洗練させていくのだが（Sen, 1992, pp. 39-49）、本稿ではそれ以降の展開も含めてこれ以上触れない。ケイパビリティ・アプローチ自体の検討は、後にヌスバウムのそれだけを子細に検討する。

3　『政治的リベラリズム』でも同趣旨の手短な反論がみられる（Rawls, 2005, p. 183）。

ているので、基本財をニーズの指数にしても取りこぼしはない。しかもロールズによれば、基本財はセンが批判する以上に柔軟な指数であって、病気や事故が引き起こすニーズの違いに対応できる。というのも、市民は全生涯を通じて社会的に協働すると想定されているので、一定期間社会での役割を果たせないときには適切な補償をうけるべきであると正義の原理が命じるからである。したがって、基本財を平等の指数とするならば身体障害者に適切な配慮をしていない、というセンが加えてきた批判は的外れだというのである（Rawls, 2001, pp. 170-176）。

このようなロールズの再反論はどこまで妥当であろうか。社会的基本材のリストに障害者への配慮が正面から組み込まれたことは、一定の改善であるかもしれない。しかしながら、ロールズとセンとの論争において問われてきたのは、あくまでも分配される財の性質であったことに注意したい。両者の差異は、分配的正義の原理を「誰が」選択するのかではなく、平等に分配されるべき財がどれだけ人々の多様なニーズを汲み上げられるかにかかわっていた。そもそも選択主体のあり方に焦点が当てられていたわけではない。たしかに障害者のニーズが争点となってはいた。だが、そこで障害者その人に割り当てられていたのは常に財の分配を受けるだけの受動的な立場にすぎない。このことは議論の題材から考えると、非難されるべき事柄ではないかもしれない。しかし、本当に障害者は財の分配を待っているだけでよいのか。それは障害者に政治レヴェルである種のスティグマを押すこととどれほど異なっているだろうか。問われるべきなのは、分配される財の指標だけではなく、障害者のいわば「政治的主体性」にあるのだと思われる。

2. リベラリズムにおける人格

前節で確認したように、ロールズはセンへの応答において、社会的基本材のリストを精緻化して障害者のニーズをカバーしようとしてきた。だが、それはもっぱら社会構成員が病気や事故にあったときに被ると予想される一時的な障害を治療する医療保障を目的としている（Daniels, 2003, pp. 256-259）。ロールズがセンへの再批判を開始するとき、依然として障害者の問題は明確に棚上げされているのである。

> 「まずはじめに、深刻な障害（disabilities）をもつために社会的協働に貢献するノーマルな構成員ではけっしてありえない人々、という極端なケースは棚上げしておく」（Rawls, 2001, p. 170）

この立場は『政治的リベラリズム』以降一貫しているように思われる（Rawls, 2005, p. 20.）。なぜロールズは障害者を社会の「ノーマルな構成員」として承認しようとしないのだろうか。この点を徹底的に追求しているのがセンの盟友ヌスバウムである。ヌスバウムのロールズ批判は多岐にわたるが、本稿の問題意識から重要なのはロールズの政治的人格論批判である。ヌスバウムによれば、ロールズが唱道する正義にかなった社会を構成する資格要件である人格理解が狭隘に過ぎるがゆえに、障害者はそこから排除されてしまう。

『正義論』から『政治的リベラリズム』へとロールズの基本的立場は大きく変貌を遂げてきた。この変貌とは、正義の普遍的な理論構築を放棄し、自らの「公正としての正義」を民主的伝統の

なかでのみ妥当するローカルな正義論として再定義するものであった。ロールズが民主的伝統から汲み上げて理論の基礎に置き直した理念がヒュームの正義の条件を引き継いだとされる「公正な協働システムとしての社会」である。この社会の構成員は、正義感覚への能力と善の構想への能力という二つの能力を備えており、全生涯にわたって社会的協働に携わる。

> 「市民は、平等な能力はもたないとしても、少なくとも本質的にミニマムな程度は、全生涯にわたって社会の十分に協働するメンバーとなりうる道徳的・知的・身体的能力をもつ」（Rawls, 2005, p. 183）

もはや問題点はあきらかだと思われる。ロールズが障害者を「極端なケース」とみなして彼らに社会の成員資格を承認したがらない理由は、障害者は社会的な協働活動の主体たりえず社会に対する有意味な貢献を期待できない存在である、というロールズの考え方にある。本稿冒頭で総括しておいた「契約論に基づくリベラリズムは障害者問題を等閑視している」との通説は、ことロールズに限ってはほぼ妥当すると思われる[4]。

ヌスバウムが『正義のフロンティア』において、批判するのはまさにこのロールズの障害観である。ヌスバウムは、ロールズは依然として障害を偶然で例外的な事象としてしか把握していないと指弾する。つまり、たとえロールズが障害者への配慮を基本財でカバーしようとするとしても、それは障害によって被る「不運」を何らかの形で補償する点を目的としているにすぎないというのである。

ロールズによる先のセンへの応答に対するヌスバウムの疑問・批判は、次の三点にまとめられる（Nussbaum, 2006, p. 144）。

(1) 単一の尺度で計算された金銭が多様な身体・精神障害者のさまざまな領域でのケイパビリティの代用物になるのか。
(2) 基本財へのニーズにおける多様性は偶然的なものではなく、日常生活に満ちている特徴であることに注意を向けていない。
(3) 障害を負う時期があるノーマルケースと一生涯にわたる障害をもつ人々の生との間に連続性を認めない。

最初の論点はセンがロールズの基本財を物神崇拝と呼んで批判した論点を重なるだろう。ヌスバウム独特の主張はむしろ他の二点に存する。ロールズが障害者を政治的人格概念の外延から排除しうると考えたのは、障害とはあくまで不幸な偶然によって一時的に被る特性だと思い込んでいるからである。それゆえに、障害者の多様なニーズをもまた偶然の産物に過ぎない。だが、本当にそうなのかとヌスバウムは問いかける。たとえば、自力で食物を咀嚼し嚥下できないという障害を考えてみよう。そのような人は、他人の助力と医療上の専門的なケアを必要とするはずである。ロールズはこのようなケアへのニーズをごく例外的な事象としてしか捉えないだろうが、「ノーマルな」高齢者にとってはじっさいにはごくありふれたニーズである。「齢を重ねる」という人間に

4　だからといって、契約論がこの通説に必ずしも膝を屈するわけではない。社会契約を利益の取引プロセスではなく「信頼感の醸成」システムと読み直したり（Silvers and Francis, 2005b）、相互利益や互恵性といった問題含みの概念を修正したりする論考（Becker, 2005）がすでに発表されている。ロールズ正義論を改訂して、十分な社会的協働が想定されるレヴェルを原初状態から立憲レヴェルに移動させる試みもある（Stark, 2007, p. 138）。

とって不可避の事態を例外と呼ぶことができないのであれば、「基本財への多様なニーズ」はけっして偶然ではない。そうであれば、ロールズが無批判に受容している「ノーマルな生／アノーマルな生」の二分法もまた維持しがたい（Nussbaum, 2006, pp. 100-101）。

かくしてヌスバウムは、ロールズひいてはリベラリズムが前提としてきた政治的人格論の歪みを告発する。ヌスバウムによれば、私たちは幼子のときには保護者から世話をされ、老いては家族や社会福祉制度の援助を頼みに生きている。障害者を恒常的なケアを必要とする人々だと規定するのがたとえ妥当だとしても、障害と健常の区別はそれほど自明ではない。したがって、ロールズが障害者を特別なケースに押し込んでまで守り抜こうとした人格像はすでにリアリティを著しく欠いている。一般的に述べ直すならば、合理的推論能力と自己利益増大を指標とする独立した個人といった、自己中心的な人格像はまともな社会構想と両立しないのである。

ヌスバウムはリベラリズムが前提としてきた（カント的な）人格に代えて、他者の善を自らの善として共有するアリストテレス由来の社会的動物としての人格こそがリベラリズムにふさわしいと主張する。すなわち、われわれはさまざまなものを必要とする時間のなかで生きる（temporal）動物存在であって、赤子として生まれ老人という別の依存形態を経て生を終える。われわれはこれら諸領域での傷つきやすさ（vulnerability）に注意を向け、合理性や社会性自体が時の流れにおいて存在するものであり、成長し成熟し衰えていくと知る。われわれは対称的な社会性だけではなく、多少なりとも非対称な社会性を認めなくてはならず、後者もまた互恵性と真に人間的な機能を含んでいることをも認めなくてはならない（Nussbaum, 2006, p. 160）。さらにヌスバウムの強調するところでは、利他的な傾向も相互利益と同様に社会的紐帯となる。各人は社会的な善を追求し複雑な目的を他者とともに共有する。他者の善は自身の善を追求するときの制約ではない。それは自らの善でもある。したがって、他者の善への強いコミットメントは人格の公的理解の枢要な部分なのである。仁愛と正義を伴って他者とともに他者に向かって生きることは、すべての人が政治目的に是認する人格の公的理解を構成しており、基礎的な政治原理はこの人格理解から生い立つのである。そこでは社会的協働はロールズのそれとは大きく異なった姿を見せる。人間は自己利益だけではなく広範囲な動機（正義への愛、共感、仁愛など）から協働関係に入る。社会的協働活動の利益と目的はいわば最初から道徳化され社会化されるのである（Nussbaum, 2006, pp. 156-157）。

他者に依存して生きる生が人間に本質的であるとすれば、障害者の生がそこから排除されねばならない理由は存在しないはずである。かくてヌスバウムの構想においては、障害者はリベラルな社会の正統な主人公たりうるのである。

3. ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ

ヌスバウムは障害者のニーズも健常者のニーズも同等に重みづけ、かれらのニーズに応えることに政治的・道徳的価値をみいだす正義原理を提出する。それが「中心的ケイパビリティ」である。センのケイパビリティ・アプローチはQOL（生活の質）の比較研究に焦点を当てているが、ヌスバウムのそれは核となる人間のエンタイトルメント（権原）を説明する哲学的下支えを与えることが目的である。このエンタイトルメントは人間の尊厳を尊重するミニマムであって、あらゆる

国家の政府が尊重し履行しなくてはならない。

ヌスバウムによれば、人間のケイパビリティとは「人々がじっさいになしえまたそうでありうるもの」である。しかもケイパビリティは、人間存在の尊厳に値する生についてわれわれが抱いている直観を表現しており、以下のような特徴をもつ。

(1) ケイパビリティはリベラルで多元的な社会の政治原理の根源として提示される。
(2) ケイパビリティはすべての人々ひとりひとりに追求されるべきで、各人は手段としてではなく目的として扱われる。
(3) ケイパビリティごとの閾値レヴェルを設定し、それを下回ると真の人間的機能が市民に利用可能ではないとみなす。(Nussbaum, 2006, pp. 70-71)

ヌスバウムは 10 のケイパビリティ・リストを挙げている（Nussbaum, 2000, pp. 78-80, Nussbaum, 2006, pp. 76-78)。簡単に内容を紹介しておく。

1　生命：通常の寿命の人生を最後まで全うできること。
2　身体の健康：生殖の自律、栄養補給やシェルターを含めた健康。
3　身体的な健全さ：自由な移動、暴力からの保護など。
4　感覚、想像力、思考：感覚器官を用い、想像し思考し理性を働かせうること。しかも真に人間的に。
5　情動：ほかの人々や事物と愛情ある関係を結びうること。
6　実践理性：善の構想を形成し、人生計画について批判的に反省できること。良心と宗教儀礼の自由を含意。
7　連帯
　A：他者と生きることができること。
　B：自尊心をもち恥辱を避ける社会的基礎を持つこと。
8　人間以外の種：動物や植物に関心をもって生活できること。
9　遊び：笑い、遊び、余暇を楽しめること。
10　自身の環境制御
　A：政治的参加
　B：物質的所有、平等な所有権の確保

このように、リストは生命といった人間の基底的な次元から政治参加や所有権のような政治・経済的次元にいたるまで広範囲をカバーしている。重要なのは、このリストに掲載されているケイパビリティが人間にとって本質的だということである。というのも、これらのケイパビリティをすべて（人間にふさわしい）閾値以上に行使することこそが人間に固有の存在様式だからである。中心的なケイパビリティは人間が普遍的な機能を満たすのに不可欠であり、したがって「真に人間的な」存在として生きるために本質的なのである。それゆえ、国家は人々にケイパビリティによって可能となる基礎的な機能レヴェルに至るに足るまでリソースを供給する義務を課せられている。

先のロールズ―セン論争における具体例（身体障害者の車椅子購入費用負担）を再び取り上げよう。ヌスバウムのリストには「身体的健全さ（Bodily Integrity)」が載っており、その内容には「場所から場所へと自由に移動すること」が真っ先に含まれている。ケイパビリティとは人間の尊

厳ある生を可能にする最低限の条件であった。それゆえ身体障害者が自由に移動するために車椅子が必要不可欠であるとするならば、車椅子を供給する義務をまともな社会は負っていることになる。車椅子購入費用を社会的に負担しないとすれば、それは障害者に人間としての尊厳を否認することに直結してしまう。ロールズの格差原理でないがしろにされていた障害者の多様なニーズを、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチはしっかりと汲み上げていると思われる。

とはいえ問われるべきなのは財の分配がいかにして正当化されているかである。リベラルな社会では根本的な政治原理を補完するべつの原理、たとえば人類愛によって車椅子購入費用を支出すべきとの指令が導かれるかもしれない。あるいは『正義論』のロールズのように、社会原理が選択された後の現実の立法過程の段階にいたってから考慮すべき支出項目にとどめておけば十分かもしれない。なるほどたしかに精神的・身体的障害を理由に人は差別され不利益を被ってはならないという平等主義的な直観はリベラリズムに共通である。しかし、だからといって必要額の財源が確保されるなら正当化根拠などことさらに詮索しなくてもよいとはいえない。というのも、問いの焦点は障害者の主体性にこそ絞られているからである。

障害者の場合は、ある人は人間に典型的な閾値レヴェルで計測された同等のケイパビリティを得るために健常者以上に多くのリソースを必要とするかもしれない。ヌスバウムの理論によれば、その場合には差額のリソースを分配するのがすべての人にとっての善（財）を獲得するために求められるだろう。結果的に障害者に手厚い財の分配が認められるだろうが、それは障害者が特権的な財の受益者であるからではない。なんらかの恩恵を期待する権利が障害者に与えられているからでもない。ヌスバウムの政治的人格論を想起しよう。障害者が自由に移動できることは、社会の他のメンバーにとっても喜びであり善なのである。障害者の尊厳は、障害者だけでなく社会のメンバーすべてにとって直接目指されるべき政治目的である。もしケイパビリティ・アプローチが妥当であるならば、障害者のケイパビリティを引き上げようとするニーズは、人間存在が本来有している多様なニーズの一例として直ちに正当化される。もし障害者のニーズを満たすためのさらなる財の分配をあえて「恩恵」と呼ぶとすれば、それは正義にかなった社会を構成する人間すべてにとっての恩恵を意味しなくてはならない。

またケイパビリティ・アプローチが貫徹された社会では、障害者は自分以外の誰かが選択した政治原理を、選択がすでに完了してから受け入れるだけの受動的存在者ではありえない。ケイパビリティ・リストに政治的環境のコントロールが入っている事実が示すように、障害者の政治参加は最初から是認されている。おそらく政治参加といっても、自らの意見を表明するのが困難な障害をもつ人々は、適切なケアと援助者を必要とするだろう。だとすれば、そのための費用負担を含めたしかるべき措置を社会的に講じなくてはならない。それは車椅子購入費用のための財のさらなる分配がケイパビリティ・アプローチによって正当化されたのとまったく同じことである。

むすびにかえて

本稿の目的は、リベラリズム政治哲学が障害者の問題をいかにして正当に論じうるかを、ロールズに対するヌスバウムの批判を主たる題材に検証することにあった。この観点に照らすと、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチはどう評価されるだろうか。

ヌスバウムの戦略は、人間はみな多かれ少なかれ障害者であるとみなす一種の人間本性論だと特徴づけられる。他者への依存を人間本来の在り方とする政治的人格論は、障害を人間という種につきものの特性へと還元する傾向を備えている。このように障害を人間特性に普遍化する戦略は、たしかに障害者に政治社会での能動的な役割を十全に与えているように思われる。じっさい、ケイパビリティ・アプローチは障害の社会モデルとそれに依拠するかたちの権利獲得路線との親和性も高い（Nussbaum, 2001, p. 113）[5]。ケイパビリティ・アプローチは障害者問題をしっかりと射程に入れた理論だとさしあたりは評価できるだろう。

だがその普遍性のゆえにヌスバウムは少なくない代償を払っている。約言するならば、障害概念の解消と新たな線引き問題である。まず前者からみておく。

ヌスバウムによれば、人間はみな程度の違いこそあれ障害者なのであった。もしこの人間概念が正しいのならば、せっかく確保された「障害者の」主体性はただちに意義を喪失しかねない。ケイパビリティ・アプローチでは、障害者を障害者として同定する必要性がきわめて希薄になるからである。人間本性の定義を改変して、これまでリベラリズムが排除してきた障害者を包摂しきったのだから、たとえば障害者運動が担ってきた課題はすべて「障害者の」ではなく「人間一般の」それへと姿を変えていくだろう。このような主体の一般化・普遍化を障害者運動は容易には看過できないと思われる。というのも、たとえば長瀬がアメリカの障害文化を紹介しながら述べているように、障害を自らのアイデンティティとする障害者によって担われている障害者運動の潮流があるからである。そして政治社会参加を現実に追求している障害者運動から生じてきた障害学の推進においては、障害者自身が「中心的な役割を果たすことが不可欠」とされるからである（長瀬, 1999, pp. 22-23）。

もう一つの新たな線引き問題というのは、ヌスバウムの新たな人間概念からはやはりこぼれ落ちてしまう人々がいるということである。先に確認したように、もし相対的により多くの分配が障害者をケイパビリティの平均的なベースラインへと引き上げうるならば、ケイパビリティ・アプローチは障害者へのより多くのリソース分配を正当化する。この論理の裏を返すと、いかにしても人間としてのケイパビリティの閾値に手が届かないものは、もはや人間とはみなされないことになる[6]。ヌスバウムにとって「人間本性（human nature）」は単なる記述概念ではなく「評価的な」概念である。評価的というのは、多様な人間の生の特徴から、その実現なしには人間らしい生が営めなくなるほど根本的な規範だということを意味する。この人間本性を具現化するのがリストアップされた 10 のケイパビリティであった。こうして、ケイパビリティの閾値は人間とそれ以外の存在者を鋭く分断する新たな線引きを果たす。じっさい、ヌスバウムは無脳症児や遷延性意識障害の人間は「人間らしい生を送ることはできない」と判断している（Nussbaum, 2006, p. 181）[7]。

5　それどころか、センのそれも含めてケイパビリティ・アプローチは障害学の「社会モデル」に優位する点をもつとの指摘もある（Terzi, 2005, pp. 207-209, Mitra, 2006, pp. 242-243）。
　障害学における社会モデルとは、障害を身体の欠損などの「インペアメント」とインペアメントをもつ人々が被る社会制度上の不利益である「ディスアビリティ」に区別する理論的構えである（杉野, 2007, pp. 5-13 ）。

6　もちろん、ヌスバウムがこれほど直截な表現をしているわけではない。障害者が障害のゆえにリスト上のあるケイパビリティに到達しえない事態は「悲劇（tragedy）」（Nussbaum, 2002, p. 159）あるいは「不運（unfortunate）」とされる（Nussbaum, 2006, p. 192）。

7　同じ箇所に言及して、シルヴァースらは障害者がケイパビリティレヴェルの向上を強制されるのではないかとの懸念を表明しているが、もっともである（Silvers and Francis, 2005a, p. 1627）。

ケイパビリティ・アプローチが新たに引いた線は、さらに障害者の間をも横切っていく。ヌスバウムは遺伝子治療で予想される「深刻な」障害の発生を防止できるならば、まっとうな社会はそうするだろうとも述べている（Nussbaum, 2006, p. 193）。ここでヌスバウムのエンハンスメント擁護につながりかねない姿勢を論じたいのではない。それは明らかに彼女のテクストから読みとることができるし、ある閾値のケイパビリティにまで障害者の機能を高めることを社会の責務とするケイパビリティ・アプローチにとってエンハンスメントを原理的に否定する根拠は見あたりそうもないからである。指摘しておきたいのは、むしろヌスバウムが社会の正当なメンバーとして例に挙げている障害者を、その障害の種類に応じて人間らしさへの可能性が異なると断じている事実である。ヌスバウムが遺伝子治療を勧めるのは脳性マヒ者に対してである。その件の直後に、ダウン症とアスペルガー症候群については、否定はしないが強く勧めはしないとわざわざ注意書きを記している。つまり、ヌスバウムは前者を後者二つよりもより「深刻な」障害だとみなしていることになる。ヌスバウムがこのような区別をする理由は、ダウン症者とアスペルガー症候群の人間と脳性マヒ者とではある閾値まで到達できるケイパビリティの数が異なっているという点にある。すなわち、ケイパビリティ・リストは、障害者の生を障害の程度や種類を基準として「どれほど人間らしいか」「どれだけ人間の名にふさわしいか」を判定する道具でもありうるのである。

以上二点の「弱点」をヌスバウムの理論は抱えている。このことはなにを示唆しているのだろうか。思うに、それは「障害者を政治社会の正当なメンバーとして承認する」という言葉を発するとき、ヌスバウムあるいはリベラリズム政治哲学が否応なく直面してしまう哲学的課題の存在である。稿を閉じるに当たって、ヌスバウムの「弱点」に対応する課題を二つ指摘しておきたい。

第一の障害者のアイデンティティに関して、たとえば長瀬は、「同じ人間であること」を虐待や差別を防止する「出発点であり、到達点」であることは疑いえないと認めながらもそこにとどまる安易さを「怠慢」だと断じる。そしてろう文化運動に期待を寄せながら「「同じ人間である」地点に到達する前に考えなければならないこと」を障害学の課題の一つに挙げている[8]。まさにリベラリズムもまた「「同じ人間である」地点に到達する前に考えなければならないこと」を考えねばならない。人間の差異や多様性を尊重する理論構築の旗印をヌスバウムあるいはリベラリズムが降ろさないかぎりは、そうである。

第二の障害の線引き問題とは、ケイパビリティ・アプローチに則って障害／健常の分断線を廃棄して障害を人間一般の特性へと普遍化すると、今度はその特性たる障害の間に別の分割線が引き直されてしまうというものであった。単一のケイパビリティ・リストに記載されているケイパビリティを、人間にふさわしい閾値まで引き上げることが可能であるならば（それにはまさに障害あるいは障害者によってさまざまな事情があるのだが）、障害を遺伝子治療してもよい場合がある。重要なのはケイパビリティなのだから、というわけである。ここでヌスバウムが及び腰で下したこの結論を論難するつもりはない。むしろ本当に問われるべきなのは、障害は相互に比較可能な一般的特性なのかという問題である。容易に推察されるように、障害がケイパビリティなどの一般的で共通の尺度で測定可能であってはじめて、比較に基づく線引きが可能となる。そうであるとするならば、この問いかけにリベラリズム政治哲学あるいは、いやしくも哲学を自認する

8　もっとも、障害学理論にはヌスバウムの普遍化路線に近いゾラの「障害の普遍化戦略」もある（杉野, 2007, pp. 101-109）。両者の比較検討は後の課題とせざるをえない。

からには、取り組む必要があるはずである。障害者のアイデンティティをめぐるこの問いは、障害者と障害との関係をどう考察するべきなのか、つまりは障害の概念規定はいかなるものなのかという、すぐれて哲学的な問いだからである[9]。これこそ「「同じ人間である」地点に到達する前に考えなければならないこと」の一つであるはずである。

文　献

Becker, L. C., 2005, “Reciprocity, Justice, and Disability” in *Ethics*, Vol. 116, No. 1, pp. 9-39.

Daniels, N., 2003, “Democratic Equlaity: Rawls’s Complex Egalitarianism” in Freeman, S. (ed.) *The Cambridge Companion to Rawls*, Cambridge: Cambridge U. P., pp. 241-276.

Kristainsen, K. et al. (eds.) 2009, *Arguing about Disability: Philosophical perspectives*, London: Routledge.

Mitra, S., 2006, “The Capability Approach and Disability” in *Journal of Disability Policy Studies*, Vol. 16, No. 4, pp. 236-247.

Nussbaum, M. C., 2000, *Women and Human Development*, Cambridge: Cambridge U. P.

――― , 2002, “Capabilities and Disabilities: Justice for Mentally Disabled Citizens” in *Philosophical Topics*, Vol. 30, No. 2, pp. 133-165.

――― , 2006, *Frontiers of Justice*, Cambridge: Harvard U. P.

Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard U. P.

――― , 1975, “A Kantian Conception of Equality”, reprinted in *John Rawls: Collected Papers*, Freeman, S. ed., 1999, Cambridge: Harvard U. P., pp. 254-266.

――― , 2001, *Justice as Fairness: A Restatement*, Cambridge: Harvard U. P.

――― , 2005, *Political Liberalism*, expanded edition, N. Y.: Columbia U. P. (originally published in 1993)

Sen, A., 1982, “Equality of What?” in his *Choice, Welfare and Measurement, Cambridge*: Harvard U. P., pp. 353-369.

――― , 1992, *Inequality Reexamined*, Cambridge: Harvard U. P.

Silvers, A. and Francis, M. A., 2005a, “Disability and the Social Contract” in *The University of Chicago Law Review*, pp. 1615-1640.

――― , 2005b, “Justice through Trust: Disability and the ‘Outlier Problem’ in Social Contract Theory” in *Ethics*, Vol. 116, No. 1, pp. 40-76.

Stark, C. A., 2007, “How to Include the Severely Disabled in a Contractarian Theory of Justice” in *The Journal of Political Philosophy*, Vol. 15, No. 2, pp. 127-145.

Terzi, L., 2005, “A Capability perspective on impairment, disability and special needs: Towards Social Justice in Education” in *Theory and Research in Education*, Vol. 3 (2), pp. 197-223.

川本隆史, 1995『現代倫理学の冒険』創文社 .

杉野昭博, 2007『障害学　理論形成と射程』東京大学出版会 .

長瀬　修, 1999「障害学に向けて」石川准・長瀬修編著『障害学への招待』明石書店, pp. 11-39.

＊ 本稿は、障害学会「倫理学は障害学に届きうるか」(2008 年 10 月、於熊本学園大学)、宮崎大学第 33 回イブニングセミナー「障害者の生を倫理学は真剣に受け止めうるか」(2009 年 7 月、於宮崎大学) の二つの口頭発表原稿に基づいている。いずれにおいても会場から有益なコメントをいただいた。記して感謝の意を表したい。
また、本稿は科学研究費補助金 (課題番号 19520001) に基づく研究成果の一部である。

9　哲学者と障害学者との連携はすでに始まっている (Kristiansen et al., 2009)。